

児童相談所職員用自転車等駐輪場の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童相談所に勤務する職員の通勤の利用に供するために確保する自転車等駐輪場の運用について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通勤 児童相談所を勤務場所とする職員が勤務のために住居と児童相談所の間を往復することをいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車、並びに同法第3条に規定する自動車の種類のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(自転車等駐輪場の確保)

第3条 市長は、船橋市若松2丁目3番61号の一部を自転車等駐輪場として、通勤の利用に供する。

(利用の申請)

第4条 自転車等駐輪場を利用しようとする職員（以下「申請者」という。）は、自転車等駐輪場利用申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）により、市長に申請し承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は第1号様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとする。

(利用の申請をすることができる職員)

第5条 自転車等駐輪場の利用の申請をすることができる職員は、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第21号）第21条第1項第2号及び第3号に該当し、本要綱第3条の自転車等駐輪場を利用することで通勤届を提出し、通勤手当の支給を受ける職員
- (2) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年10月3日条例第13号）第7条に該当し、本要綱第3条の自動車駐車場を利用することで通勤届を提出し、費用弁償の支給を受ける会計年度任用職員
- (3) 前各号に定めるもののほか、利用について市長が必要と認めた職員

(利用の承認等)

第6条 市長は、第4条の利用申請があったときは、利用の可否を審査し、その結果を自転車等駐輪場利用承認可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定に際し、利用承認をすることにより自転車等駐輪場の収容能力を超えてしまう場合など管理運営上支障が生じると認められる場合は、当該利用承認を行わないものとする。

3 市長は、第1項の決定に際し、自転車等駐輪場の収容能力により複数の申請者の一部について利用承認を行わなければならない場合、抽選により当該決定を行うものとする。

(利用の承認期間)

第7条 自転車等駐輪場の利用の承認期間は、年度を単位とし、年度を超えることができない。

(利用票の交付等)

第8条 市長は、自転車等駐輪場の利用承認を行った職員（以下「利用者」という。）に対し、利用票（第3号様式）を交付する。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、自転車等駐輪場の管理運営に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自転車等に施錠その他盗難の防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 交付された利用票を自転車等の見やすい箇所に貼付するとともに、利用票が貼付されていない自転車等により自転車等駐輪場を利用してはならない。
- (3) 他の自転車等駐輪場の利用を妨げる行為を行ってはならない。
- (4) 自転車等駐輪場に発火物、引火物その他危険物を持ち込んではならない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自転車等駐輪場の管理運営に支障を及ぼす行為をしてはならない。

2 利用者は自転車による通勤時はヘルメットを着用しなければならない。

(利用の承認の取消)

第10条 市長は、自転車等駐輪場の運営が困難となった場合又は利用者が前条に規定する遵守事項に違反すると認められる行為を行ったときは、当該利用者の利用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は文書により利用者に通知する。

(利用の中止)

第11条 利用者は、利用を中止するときには、自転車等駐輪場利用中止届（第

4号様式)を、市長に提出しなければならない。

(利用票の返還)

第12条 前2条により、自転車等駐輪場の利用をしなくなった職員は、利用票を速やかに、市長に返還しなければならない。

(利用者以外の利用)

第13条 第8条の利用票の交付を受けていない職員が、突発的な事由によりやむを得ず自転車等駐輪場を利用する場合は、原則として予めその旨を駐輪場利用許可申請書(第5号様式)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 第1項の利用に際して、第6条第2項、第9条及び第10条の規定を準用する。

(損害賠償等)

第14条 市長は、自転車等駐輪場の管理運営において瑕疵がある場合を除き、発生した事故、又は自転車等の盗難若しくは損傷等について、その責めを負わない。

2 利用者及び前条第1項により自転車等駐輪場の利用を承認された職員は、自転車等駐輪場の施設及び設備を破損したときは(明らかに老朽化によるものと認められる場合を除く。)、これを修復し、毀損前の状態に復さなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第9条第2項の規定は、令和8年9月1日に施行する。

第 1 号様式

児童相談所自転車等駐輪場利用申請書

船橋市長 あて

年 月 日

所 属 _____

職員番号 _____

申請者 氏 名 _____

電 話（所属） _____

年 月 日から児童相談所自転車等駐輪場を利用したいので申請
します。

現在の通勤手当受給の有無 有の場合、認定手段に○ 無の場合、住所を記入	有 （自転車 / 原付バイク・自動二輪） 無 （住所： _____ ）
申請交通用具の種別	①自転車 ②原付バイク・自動二輪（排気量 _____ ）
任用期間（会計年度任用 職員のみ記入）	任用期間 ： 月 日から 月 日まで
防犯登録番号（自転車） 車両ナンバー（原付バイク・自動二輪）	
特別に利用する場合 （具体的な理由）	

総務係記入欄	
承認の可否	可 ・ 否

第 1 号様式の 2（市職員以外用）

児童相談所自転車等駐輪場利用申請書

船橋市長 あて

年 月 日

年 月 日から児童相談所自転車等駐輪場を利用したいので申請
します。

申請者

所 属	
氏 名	
勤務日数	週 日
自宅住所	
利用する自転車	①自転車 ②原付バイク・自動二輪（排気量 ）

総務係記入欄	
承認の可否	可 ・ 否

第2号様式

自転車等駐輪場利用承認可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

児童相談所自転車等駐輪場の利用について次のとおり決定したので通知します。

☐承認 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

駐輪場番号 _____

※配布した利用票（ステッカー）を必ず貼ってください。

☐不承認 理由 _____

第3号様式



記載された「年度」「背景の色」については、年度単位で更新する。

第 4 号様式

児童相談所自転車等駐輪場利用中止届

船橋市長 あて

年 月 日

所 属 _____

職員番号 _____

利用者 氏 名 _____

電話 _____

児童相談所自転車等駐輪場の利用を中止します。

中止年月日	年	月	日
-------	---	---	---